

平成25年鞍手町議会第8回臨時会会議録（第1号）						
平成25年11月 7日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成25年11月 7日 午後1時00分				川野高實	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成25年11月 7日 午後2時29分				川野高實	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	宇田川亮	出欠
	2	須山由紀生	出欠	12	岡崎邦博	出欠
	3	星正彦	出欠	13	栗田幸則	出欠
	4	—	出欠			
	出席 12人	5	田中二三輝	出欠		
	欠席 0人	6	原哲也	出欠		
	欠員 1人	7	川野高實	出欠		
		8	須藤敏夫	出欠		
		9	久保田正之	出欠		
	10	武谷保正	出欠			
会議録署名 議員	2	須山由紀生		3	星正彦	

職出 務席	議会事務局長	渡辺智文	出欠	議会事務局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	久保田隆一	出欠
	副町長	本松吉憲	出欠	建設課長	森茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	企画財政課長	三戸公則	出欠
	総務課長	白石秀美	出欠	上下水道課長	原敏勝	出欠
	福祉人権課長	鯨坂健二	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	税務住民課長	藤原光徳	出欠	保険健康課長	長友浩一	出欠
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠			
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

平成25年第8回鞍手町議会臨時会議事日程

11月7日 午後1時開議

第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第85号 平成25年度鞍手町一般会計補正予算（第4号）

日程第4 議案第86号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事
請負契約の締結

平成25年11月7日（臨時会）

開議 13時00分

○議長 川野 高實君

只今から、平成25年第8回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、2番議員 須山由紀生君及び3番議員 星正彦君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期、臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 議案第85号及び日程第4 議案第86号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第3 議案第85号について、提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第85号は、平成25年度鞍手町一般会計補正予算第4号であります。

本補正予算は、中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事に係る関係予算について、翌年度に繰り越して使用する可能性があるため、繰越明許費を設定するものであります。

以上が、日程第3 議案第85号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

次に、日程第4 議案第86号について、提案説明を申し上げます。

日程第4 議案第86号は、中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事請負契約の締結であります。

同事業で行う、鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事は、指名競争入札により11社を指名しましたが、9月5日の仕様書配布は5社が辞退のため参加されず、その後、仕様書配布に参加した6社のうち、4社から入札辞退届が提出されました。

入札日としていた10月8日に、大型の台風24号が九州に最接近することとなったため、前日に入札日の延期を決定し、10月21日、2社による入札の結果、

契約金額は、14億6,286万円。

工期は、議会の議決があった旨を通知した日の翌日から、平成26年3月25日までとし

て、前田建設工業(株)九州支店と契約を締結するものです。

以上が、日程第4 議案第86号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 川野 高實君

これから質疑を行います。

議案第85号について、補正予算書の2頁をお開き下さい。

繰越明許費について、質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

これは繰越明許になるということなのですが、そもそも、これは当初予算から予算は付いているわけですね。なぜこれを繰越明許にしないといけないようになったのか、その理由についてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

お答えいたします。

今回、議案第86号の工事につきまして、理由としてはいくつかあるのですが、1つは、まず国庫補助交付決定通知が、例年より遅れたということと、それから、大きな理由としましては、建築確認申請の手続きに時間を要したことによりまして、今回、この事業につきまして、年度内に完了しないことが見込まれましたので、繰越明許費を設定させて頂くこととしております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

国庫補助の交付金が遅れたということと、建築確認の申請が遅れたということですが、財源については、以前からずっと私は指摘をしていました。

それについては、大丈夫というようなことで、ずっと答弁もされていたにも係わらず、やはり、こうやって繰越明許にせざるを得ない理由の1つに上がっているということも、私はなかなか納得出来ないところがありますし、尚且つ、建築確認の申請が遅れたということですが、これも3月の時点で、全て詳細設計まで終わっていたはずなのです。

それが、それから半年以上も掛かって遅れるということ自体も、こうやって繰越明許になる理由としても、なかなか納得出来ないところがあります。

もう一度、そのことについて詳しくお尋ねしたいのと、最終的には、いつ完成を予定しているのかについてもお尋ねします。

○議長 川野 高實君

企画財政課長。

○企画財政課長 三戸 公則君

まず1点、財源についてのご質問ですが、財源につきましては、繰越明許になったからといって、その財源、国庫補助が減るということではございません。あくまでも、これは予算の限度額を26年度内に、予算を繰り越すことが出来るという設定でございますので、財源には影響はございません。

それから、遅れた理由につきましては、交付決定の方が、例年より遅れたということでございます。交付決定が7月25日に、国より交付決定が行われております。

その後、建築確認申請等を8月6日に行われているという状況でございます。その後、建築確認等の手続きに日数を要したという形で、今回の繰越明許を設定するという形になっております。以上です。

○12番 岡崎 邦博君

いつ頃、完成の予定ですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

工期の予定についてお答えいたします。

工期は、26年12月末日までを予定しております。以上です。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

財源のことは、要するに繰越明許になったから減るとかというのではなくて、そもそも当初予算に財源として上げていたわけですから、それが、はっきりと確定するまでは、なかなか建築確認の申請もしにくいのかどうか分かりませんが、少なくとも7月25日に決定したとすれば、建築確認の申請は、先程も言いましたように、全て設計は出来ているわけですから、私は、まだ早くしていいと思います。

今、いつ頃出来る予定かということ、来年の12月ということですから、開校まで3~4ヵ月もない、ぎりぎりのところで出来るということです。非常に、開校まではタイトになりますから、それから後、いろいろな物を搬入したり等、非常にバタバタした中での開校になります。

私自身は、もっと早く工事に掛かれるようにすべきだったのではないかなというのがあるのですが、なかなか、今の理由では、そうですねとは言にくいところがあります。

○議長 川野 高實君

町長。

○町長 徳島 眞次君

岡崎議員がおっしゃっていることが、予算上のことだと思いますが、実は、過疎債を申込みまして、先程も担当課の課長が申しましたように、7月25日に交付決定の通知が来たの

です。その段階で、1つは、一次の募集の分から、かなり大きな金額が外されて、二次の方に金額が回されていたのです。それで、これは何だろうかということで、私と副町長を含めまして、3役で、これは本当に大丈夫かという思いがありまして、私は直ぐ、7月末に上京させて頂いて、その辺のところも確認と実行性が確かなのかということと、そのお願い陳情を含めて、行ってまいりました。

その段階で、二次の募集でこれだけ要求しているが、確実にやってもらえるのかということと、東京の麻生事務所の方に行って、お願いをいたしました。直ぐに、第一秘書の野田さんの方が手配をして下さいまして、ちょっと返事を待って下さいということで、その返事待ちの期間もちょっとありましたものですから。結論から申しますと、全てOKですよということの返事を頂きました。

それからゴーサインを出したということなのです。その辺のタイムラグというのが、ちょっとございましたものですから、着手に遅れたというところが、そういうところがございます。以上でございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

先程の質問でお尋ねしようと思っていのは、次の議案にも係わることなのですが、設計そのものに変更があったことによって、これが遅れたということがあるのか、ないのかをお尋ねします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

設計の変更というのはございません。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています、議案第85号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第85号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、議案第86号について、質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

ここに入札の調書があるのですが、先程、町長からの説明にもありましたように、最初は11社を指名して、まず5社が辞退をしている。その後、4社が入札の辞退の届け出があっ

て、残ったのは2社と。

入札の日としていた8日は、台風が来るので、入札の延期をしたということなのですが、2社が残った時点で、そもそも、これが指名競争入札ということになるのかどうか。

以前も上水道の関係でもありましたが、なかなか競争という形にはなりませんし、こういう大きな案件であれば、一般競争入札という手法もあるわけで、なぜ指名入札にしたのか、どうして一般競争入札をしなかったのかについてお尋ねします。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

今回、2社での入札ということになりました。

一昨年、防災無線の契約のときも2社でご説明したと思いますが、1社で行っても無効とは言えないというふうに、地方財務実務提要には書かれておりますけれども、指名競争入札では、発注者側が指名した業者しか入れないと。限定された業者しか出来ないということで、1社となれば競争性はないということで、これは、入札は不成立とするのが妥当であろうというように見解が載せられています。

しかし、2社の場合は複数あるということで、競争性はあるということで、特段、問題があるというふうな見解はされておられません。

また、一般競争入札の場合は、工事概要や入札参加資格が、公告によって明らかにされて、それに条件に合えば、入札参加の意欲がある方は、手を挙げてこられるということになるわけですが、その場合は、結局公告が有った時点から、既に競争が始まっているという見解で、1社でも、入札しても問題がないというように見解が示されています。

一般競争入札で行うということになりますと、参加資格が合えば、どんな業者さんでも手を挙げられると。今回のような、教育施設の実績がなくても、参加出来るような状況になります。そうすると、やはり大きな工事ですので、リスクを背負うことにもなりますので、指名競争入札の中で、予め出されております指名願いの中で、実績等を確認しながら業者さんを選定して、入札を行ったということでございます。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

一般競争入札も、条件が合えばというような説明がありましたように、条件を定めればいいわけです。どういう実績があるのかを、こちらが求める実績を条件の中に入れればいいだけの話で、何でもフリーで一般入札をするというわけではないから、こちらがある程度、どういふようなところに、入札に入れるかという条件をいくつか定めていけばいいだけの話ではないですか。

むしろ、やはり指名競争入札で、尚且つ、こういった辞退のある方が、私は健全性が損なわれた入札になるのではないかなと。むしろ、条件に合ったところを指名したということで

はあるけれども、残ったところの2社での競争だから、公平性は保たれるというような説明もありましたけれども、むしろ、私は一般入札の方が、鞍手町の求める条件を定めてした方が、より公平性も高まって、より良い施工になるのではないかなという気がするのですが、そのことについてはどのようなお考えですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

確かに、言われるように、条件の設定をある程度厳しく絞り込むということは出来ると思いますが、そうすることによって、本当に一般競争入札が求めている、幅広く参加をさせるということとはちょっと違った意味の、狭まった中でということになるかと思います。

指名競争入札の場合だと、細かく実績も確認出来ますので、そういった部分ではメリットがあると思います。

○議長 川野 高實君

岡崎邦博君。

○12番 岡崎 邦博君

いま、普通に一般競争入札が、こういった大きな金額ではない金額でも行われている時代です。ですから、その辺は、鞍手町は凄く遅れている、制度上も遅れているというような声も聞きます。

そこは、もうちょっと勉強して、一般競争入札で、鞍手町にとってどうより良い、施工してもらうための入札が出来るかということ、研究すべきだろうと私は思います。

後、ここで1つ単純に分からないのが、入札書の予定価格、入札書比較価格というのが、ここに提示されていますが、この提示価格よりも落札価格は、低い価格での落札になっています。これについては、特段問題ないのですか。

○議長 川野 高實君

総務課長。

○総務課長 白石 秀美君

お配りしています入札結果調書の中で落札価格、これは税抜き価格になっております。札を入れて頂く場合は税抜きの価格で入れて頂いて、これに消費税分を加算して契約金額となるというので、予定価格というのは税が含まれますが、比較価格は予定価格から税分を引いた分ということです。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

先程、工事期間についての質問がありましたけれども、もう一度改めてお伺いします。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

お答えいたします。

26年12月末日までを予定しております。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

そうしますと、別紙の工事請負契約についての工期という項目で、平成26年3月25日までというふうになっていますが、その違いはどういうことですか。

○議長 川野 高實君

教育課長。

○教育課長 筒井 英和君

これは、先程の繰越明許費の議案との関連もあるのですが、先程から説明しておりますように、この申請等によって工事の入札等が遅れましたので、その分、26年3月25日までに工事を完了することが出来なくなりましたので、予算それぞれを繰越させて頂くというようなことで、12月末日までという工期を設定させて頂いております。以上です。

○議長 川野 高實君

田中二三輝君。

○5番 田中 二三輝君

これは質問ではないかも知れませんが、議案の提出の方法としては、こういう内容でいいのですか。その辺を教えてください。

○議長 川野 高實君

副町長。

○副町長 本松 吉憲君

お答えいたします。

工期の問題が絡んで来るのですが、基本的に国庫補助事業と過疎債を申請しております。それは原則上、単年度事業が原則となっております。事業としては、あくまでも当年度に終わる前提として、議案として計上させて頂いております。

ただ、現実、当然校舎等1年ぐらいの工期がかかりますので、そういった前提の下で、いま担当課長が、来年までかかりますと申し上げているのですが、手続き上、国庫補助事業にしても、過疎債につきましても繰越の申請をするというところで、初めて工期の変更も出て来る。その場合に、当然工期の延長については、また議決要件になってくるというふうになりますので、その時点で、また議案として提出させて頂くことになると思います。以上です。

○議長 川野 高實君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託したいと思ひます。
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第 8 6 号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

これより、委員会審査のため、しばらく休憩します。

休憩 1 3 時 2 7 分

再開 1 4 時 2 5 分

○議長 川野 高實君

会議を再開します。

日程第 3 議案第 8 5 号及び日程第 4 議案第 8 6 号の 2 件を一括して議題とします。
本案は、総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。
原 総務文教委員長。

○6 番 原 哲也君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第 8 5 号 平成 2 5 年度鞍手町一般会計補正予算第 4 号。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

次に、議案第 8 6 号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事請負契約の締結。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、原案に同意すべきものと決定したので、会議規則第 7 6 条の規定により報告いたします。

○議長 川野 高實君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第 8 5 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 8 6 号について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第 8 5 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、議案第 8 6 号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 85 号 平成 25 年度鞍手町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 85 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 86 号 中学校施設環境改善交付金事業 鞍手町立鞍手中学校改修等整備工事請負契約の締結を採決します。

本案に対する委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」あり）

挙手多数です。よって議案第 86 号は委員長報告のとおり同意されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって、平成 25 年第 8 回臨時会を閉会します。

閉会 14 時 29 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議長 川 野 高 實

議員 須 山 由 紀 生

議員 星 正 彦